

# 善光寺保育園

## 事故防止のための指針

### 1 基本方針

- ・当園では、安全で質の高い保育を提供するため保育の提供の際には子どもの心身の状況をふまえ、施設内外の安全点検に努め、園児・職員の健康管理、事故防止につとめる。
- ・安全対策のために必要な体制を整え、職員の共通理解と家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。
- ・事故が発生した場合には職員が速やかに適切な対応が取れるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や、知識の習得に努める。

### 2 事故発生防止のための体制

事故発生の防止及び再発防止に取り組むにあたり「事故防止のための検討委員会」(以下「事故防止委員会(安全保育)」という)を設置する。

#### ① 事故防止委員会の設置の目的

施設内外の事故を未然に防止し、再発防止のための対策を検討し安全かつ適切な保育を提供する体制を整える。事故が発生した場合には最善の処置、対応を行い 全体で取り組むことを目的とする。

#### ② 事故防止委員会の構成員

園長、主任保育士、保育士(安全保育担当者) 看護師 栄養士  
この委員会の統括責任者は園長とする。

#### ③ 事故防止委員会の開催

定期開催 月1回開催し、事故発生の未然防止再発防止の検討を行う。

設備や備品、施設内外の環境の安全性を確認し点検する。

事故未然防止のためのマニュアル、ヒヤリハットの周知と共有、見直し

事故発生時随時開催

事故の状況や原因、対応やその後の経過について検討し、事故報告を整備する。

事故報告の分析をし、事故発生防止のための改善策を検討する。

事故の状況や原因、改善策について全職員に周知する。

### 3 事故発生防止のための手だて

#### ① 安全な保育環境を確保するための配慮

子どもの状況(年齢や発達、配慮事項等)、活動場所(保育室、園庭、トイレ、廊下、階段等)、活動内容(運動遊び、遊具遊び、室内玩具、課題学習等)に応じた危険を想定し、個々に応じた配慮を行い、事故発生防止に努める。

#### ② 職員の資質向上

安全確保に関する研修に積極的に参加し、すべての職員が緊急対応ができるよう心肺蘇生、気道内異物除去、AED使用法、等の実技講習を受け、内部研修や職員会議の機会を活用して事故防止のための資質向上に努める。

#### ③ 緊急時の役割分担、連絡体制の整備

事故発生時の指示系統については園長、副園長、主任、リーダー保育士、担任など、指示の順位を明確にし事故発生時の役割分担を明確にしておく。

職員の緊急連絡網や医療機関、関係機関一覧、保護者連絡先を事前に整理しておく。

119番通報、110番通報のポイントを見やすい場所に掲示しておく。

#### ④ 保護者や地域住民、関係機関との連携

日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり、関係づくりをしておく

#### ⑤ 子どもや保護者への安全教育

子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解するよう日常の保育の中でも工夫して伝えていく。家庭における保護者の行動や言葉かけから子どもが安全な生活習慣を身に着けることができるよう保護者との連携をとる。

⑥ 施設内外の安全確保チェック

施設内の設備についてクラス別のチェックリストにより定期的にチェックし、その結果に基づいて危険個所の改善を行う。

施設外の環境について安全の状況を見回り、危険個所の改善を行う。

4 事故発生時の対応

- ・保育中に事故が発生した場合、必要な処置を講じ、適切な事故対応を行う。
- ・事故の状況及び処置について必ず記録し、損害賠償等の責には速やかに応じる。

① 事故発生 応急処置、病院搬送、等

② 保護者連絡、事故状況と対応状況の説明

③ 市、法人本部、スポーツ振興センター等関係各所へ事故報告

④ 再発防止 事故報告 状況分析 事故発生原因と改善策の検討

\*重大事故発生時の対応（別表1）

\*重大事故発生時の報告系統（別表2）

5 内部検証

- ・重大事故に限らず、日常的に発生する事故を通して検証し職員間で振り返りをおこない未然の事故防止に取り組む。
- ・子どもやその保護者の視点に立って発生原因の検証を行うことにより再発防止策を検討する。

① 検証の目的

事故の検証は職員の責任追及のためではなく保育の質の向上を目的として行う。

事故の検証は決定事項を全職員で周知できるよう「事項防止委員会(安全保育)」で行う。

② 検証する事故の範囲

- ・重大事故
- ・保育中の事故のうち、医療機関を受診したもの
- ・受診には至らなかったヒヤリハット事例

6 対策の効果と検討・見直し

- ・講じた再発防止策が有効に機能しているかどうか、一定期間経過後に評価をする。
- ・計画通りに対策が徹底されていない場合にはその理由も含めて再検討し、より適切かつ実効性の高い対策を立案する。

(別表1) 重大事故発生時の段階的な対応

	項目	対応方針
①	事故発生直後	心肺蘇生、応急措置、119番通報（状況により、直ちに119番通報） 事故の状況を的確に把握（ケガ人、現場・周囲の状況等） *職員は事故の状況や子供の様子に動揺せず、子どもの不安を軽減するように対応
②	保護者（子どもの家族）へ連絡	事故の発生について連絡し、現在わかっている事実を正確に説明 *状況を把握できている範囲内において説明
③	関係者への連絡	市へ連絡（第1報） 法人本部へ連絡 *事故発生の状況を報告し、助言・指導を仰ぐ
④	保育の継続	事故発生現場の現状保存、事故にあった子ども以外の保育の継続 *事故の対応と保育を実施する職員は可能な限り分けて配置
⑤	事故状況の記録	事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く事故の状況を記録 *個別に記録し、事故の状況を時系列に記録（ボールペンを使用）
⑥	保護者（子どもの家族）へ対応	事故の状況について、的確に報告（状況により保護者説明会を開催） *保護者の気持ちに寄り添い、その意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応 *子供の保護者、職員、その他の子どもへの心のケア（精神面フォロー）が必要となる場合があることに留意する
⑦	報道機関へ対応	報道機関への対応が求められる場合、対応窓口を一本化し、情報の混乱を防ぐ *市の助言・指導を仰ぐ。また、個人情報保護に留意する *事実関係や事故の再発防止への取り組みを整理しておく
⑧	市へ事故報告	事故報告書の様式に必要な事項を記入し、市へ報告 *原則事故発生当日（遅くとも翌日）に報告
⑨	事実関係の整理	職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて、事実関係を整理する *記録に内容をもとに市からの聞き取りにも対応する
⑩	明らかな危険要因への対応	明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに具体的対策をとる *例えば、危険性のある食材や玩具等を除去し、注意喚起を行う
⑪	事故後の検証	整理された事実関係を基に、事故の問題点・反省点の考察を行い、改善を行う *事故防止委員会で検証し再発防止策を示す。

(別紙2) 重大事故発生時の報告系統

